平成２７年（フ）第１６２号
徳島県鳴門市大津町大代516番地
債務者　和田　一茂
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８５号
徳島県徳島市国府町矢野214番地の６
債務者　梅本ヨシノ
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８６号
徳島県徳島市名東町２丁目591番地の１　ハイツサンシャイン201号、旧住所徳島県徳島市一宮町片山14番地の39
債務者　梅本　広子
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９３号
徳島県板野郡松茂町笹木野字山上79番地７
債務者　山下　博史
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２０号
徳島県小松島市小松島町字若井崎９番地の６、旧住所徳島県小松島市小松島町字馬場ノ本47番地の４
債務者　井上　博之
1　決定年月日時　平成28年１月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６５１号
千葉県松戸市常盤平３丁目24番地の１　常盤平公団住宅３街区15棟306号
債務者　矢田　義一
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６６２号
千葉県流山市十太夫124番地の18　ファミリーホーム201
債務者　有馬　二郎
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６６９号
千葉県野田市山崎2721番地の63
債務者　山本　浩之
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５４９号
神奈川県中郡二宮町百合が丘１丁目２番13号23、前住所神奈川県平塚市四之宮２丁目３番85―303号　メゾン湘南双洋
債務者　野口　優太
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５５０号
神奈川県厚木市吾妻町１番４―206号
債務者　波多野修治
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５５５号
神奈川県平塚市南金目1082番地　203
債務者　佐野　克二
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５７４号
神奈川県平塚市広川35番地の１　メルヴェイユ　ヌー湘南204、前住所神奈川県平塚市纏358番地の１　レジデンス湘南303号
債務者　齋藤　　剛
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５７５号
神奈川県平塚市広川35番地の１　メルヴェイユ　ヌー湘南204、前住所神奈川県平塚市纏358番地の１
債務者　齋藤ゆかり
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４８６号
神奈川県南足柄市塚原2012番地１　メゾン松下Ａ―201
債務者　梶原　大希
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第６５８号
熊本市南区出仲間２丁目３番10号
債務者　今村　泰三
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６５９号
熊本市東区若葉５丁目４番43号
債務者　今村　宗平
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６７１号
熊本市東区長嶺東８丁目15番25号
債務者　大野　峻行
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係